

「電気通信市場検証会議」開催要綱

1 目的

事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組みの中で、急速なICTの進展に伴う電気通信市場の構造変化や新たなビジネスモデルの登場など、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要である。

総務省における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議を開催する。

2 名称

本会議は、「電気通信市場検証会議」と称する。

3 主な検討事項

- (1) 電気通信事業分野における市場検証に関する「基本方針」・「年次計画」について
- (2) 電気通信事業分野における市場動向の分析について
- (3) 電気通信事業分野における公正競争及び利用者利便の確保に関する検証について
- (4) 電気通信事業分野における市場の最新動向及び分析・検証手法等に関する研究について
- (5) (1) に基づく分析・検証の結果等を取りまとめた「年次レポート」について

4 構成及び運営

- (1) 本会議は、総合通信基盤局長の会合として開催する。
- (2) 本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会議には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、本会議を招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときには座長に代わり本会議を招集し、主宰する。
- (7) 座長は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (8) 座長は、必要に応じて、本会議の下にワーキンググループを開催することができる。
- (9) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (10) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長の定めるところによる。

5 議事等の公開

- (1) 本会議の議事は、原則として公開する。
- (2) 本会議の会議については、議事要旨を作成し、原則として公開する。
- (3) 公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合は、議事及び議事要旨を非公開とすることができる。

6 庶務

本会議の庶務は、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課において行う。